

# 愛媛県障がい者プラン

【令和6～11年度】

- ・第6次愛媛県障がい者計画
- ・第7期愛媛県障がい福祉計画
- ・第3期愛媛県障がい児福祉計画



令和6年3月

表紙

令和5年度「障害者週間のポスター」

愛媛県知事賞(最優秀賞)

今治市立立花中学校 2年 馬越 映吾さん

「思いやりの花束を」

## はじめに

愛媛県では、令和2年3月に「第5次愛媛県障がい者計画」を、令和3年3月に「第6期愛媛県障がい福祉計画」および「第2期愛媛県障がい児福祉計画」を策定し、障がい者理解の促進に向けた「愛顔の『あいサポート運動』」の普及、発達障がい児の相談体制の充実、障がい者芸術文化祭や e スポーツを活用した障がい者の生きがいづくりの推進のほか、ICT サポートセンター・医療的ケア児支援センターの開設など、障がい保健福祉に関するさまざまな取り組みを実施して参りました。



この間、国では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」が展開されるとともに、「医療的ケア児支援法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」および「障害者差別解消法」の改正など、共生社会の実現に向けた各種施策の充実が図られております。

県におきましては、こうした国の動きに加え、障がい者の高齢化や障がいの重度化、介護人材の不足といった障がい者を取り巻く社会情勢の変化と諸課題に、総合的かつ一体的に対応し、障がいのある方が活躍し、安心して暮らせる社会づくりを推進していくため、障がい者計画、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を統合し、令和6年度からの障がい福祉施策の方向性を示す「愛媛県障がい者プラン」を新たに策定いたしました。

今後とも、国や市町、関係機関・団体等との連携の下、「オール愛媛」体制で、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、県民の皆様方におかれましては、計画の趣旨を御理解いただき、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御助言をいただきました「愛媛県障がい者施策推進協議会」並びに「愛媛県障がい者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、各障がい者団体など関係者の皆様方に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

愛媛県知事 中村 時広



# 目 次

第1章 障がい者プランの概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 障がい者の概念	
5 基本理念	
6 基本方針	
7 障がい保健福祉圏域	
8 施策体系	
第2章 障がい者を取り巻く状況	6
1 本県における障がい者の現状	
2 前計画期間(R2～5年度)における国の障がい者施策の動向	
第3章 分野別施策の具体的方策	14
第1節 障がいへの理解促進及び権利擁護の推進	14
1 心のバリアフリーの推進	
2 障がいを理由とする差別の解消の推進	
3 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止	
第2節 地域生活の支援体制の充実	17
1 意思決定支援の推進	
2 相談支援体制の強化	
3 地域移行支援、在宅サービス等の充実	
4 障がい児に対する支援の充実	
5 福祉用具の普及促進と利用支援	
6 障害福祉サービスの質の向上等	
第3節 福祉を支えるひとづくり	23
1 専門職員の養成・確保	
2 研修体制の充実	
3 ボランティア情報の提供	
第4節 保健・医療対策の充実	25
1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防	
2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供	

3	精神保健・医療施策の充実	
4	難病等に関する施策の充実	
5	高次脳機能障害に関する施策の充実	
<b>第5節</b>	<b>安全・安心な生活環境の整備</b>	<b>29</b>
1	公共的施設と住宅の整備・改善	
2	移動・交通対策の推進	
3	人にやさしいまちづくりの意識啓発	
<b>第6節</b>	<b>防災・防犯対策の推進</b>	<b>32</b>
1	防災対策の推進	
2	防犯対策の推進	
3	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
<b>第7節</b>	<b>情報アクセシビリティの向上</b>	<b>35</b>
1	行政情報のアクセシビリティの向上	
2	意思疎通支援の充実	
3	読書バリアフリーの推進	
<b>第8節</b>	<b>特別支援教育の充実</b>	<b>39</b>
1	インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実	
2	教育環境の整備・充実	
<b>第9節</b>	<b>雇用・就業、経済的自立の支援</b>	<b>42</b>
1	総合的な就労支援	
2	経済的自立の支援	
3	障がい者雇用の促進	
4	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	
5	障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保	
6	福祉的就労の底上げ	
<b>第10節</b>	<b>芸術文化活動・スポーツ等の振興</b>	<b>46</b>
1	芸術文化活動の推進	
2	スポーツ等の振興	
3	生涯を通じた多様な学習活動の推進	
<b>第11節</b>	<b>国際交流の推進</b>	<b>49</b>
1	障がい者の国際交流の推進	
2	地域に住む外国人との交流の促進等	

## 第4章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標…………… 50

- 1 成果目標
- 2 障害福祉サービス等の必要見込量等
- 3 地域生活支援事業等の実施に関する事項
- 4 障がい者スポーツ・芸術文化活動に関する事項

### 資料

○愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿・条例……………	81
○愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿・設置要綱……………	83
○愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要……………	85
○障害福祉サービス等の概要……………	100
○地域生活支援事業等の概要……………	103

#### ※「障害」の「害」の「ひらがな表記」について

本県では、平成 28 年 4 月 1 日の「障害者差別解消法」の施行に合わせ、「障害」という言葉について、「害悪」等の負の印象がある「害」の字が使われることに差別感や不快感を持つ方の心情に配慮するとともに、障がい及び障がいのある人とその家族に対する県民理解の一層の促進を図り、障がいのある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

- (1)「障害」という言葉が、「人や人の状態」を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。
- (2)「ひらがな表記」の適用を除外するもの
  - ア 法令の題名や用語を用いる場合
  - イ 条例、規則その他の法令審査に係る規程で用いる場合(県の組織名の変更に係る場合等を除く)
  - ウ 他の機関、団体、大会名等の固有名詞
  - エ 人の状態を表さない場合
  - オ その他、漢字使用が適切と認められる場合(医学用語、学術用語等の専門用語として使用する場合等)

